

けでなく、福岡市そのものだからである。福岡市そのものをどこかに移さないかぎり問題は片付かない。こんなことは現実問題としてできることではない。結論としては板付基地をとりのぞく以外に解決の道はないのである。

このことはすでに政府としてもみとめている。しかし、移転先がみつからぬということを理由にして、板付基地の問題は放置されている。そして板付基地はいまなお九州大学やその他の大学、研究機関の上に猛威をふるっている。そこでは「生命の安全を保証せよ」という研究者や学生・事務職員達の切なる要求でさえも真剣にとりあげられようとはしていない。大学や研究所は依然「ガード下」に放置され、そこで働く人々はいかばかしの生命の安全保証さえもあたえられてはいない。

しかも、これは独り九州大学だけの問題ではない。福岡市の東部地区に存在するすべての大学、研究機関がひとしく抱えている問題である。

7-66

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

庶務第1463号 昭和48年11月15日

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先:大蔵,文部両大臣,私立大学協会
会長,私立大学連盟会長,私立大学総括会会長
代理)

私立大学に対する経常費助成について(申入れ)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

さきに政府は、本会議第6期および第7期の私立大学に対する国庫助成に関する勧告をも部分的に取り入れ、私立大学に対する経常研究費助成を開始した。しかし、わが国大学問題の一環としての、私立大学の研究、教育条件の悪化は今なお進行しており、その事態の解決はもはや遅延を許さぬ状態にある。

よって、政府は本会議第6期および第7期の私立大学に対する国庫助成に関する勧告に基づいて、国庫助成を拡張し、経常費助成の強化を早急に実現されたい。

7-67

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

庶務第1464号 昭和48年11月15日

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先:総理府総務長官,科学技術庁長官,
大蔵,文部,厚生,農林,建設および自治各大臣
広島県知事,広島市長,長崎県知事,長崎市長)

原水爆被災資料の基礎調査について(申入れ)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学会議は、先に第50回総会の議に基づき、原水爆被災資料の散逸防止と収集保存について政府が緊急に措置されることを要望した。(昭和48年5月17日付申入れ)

その後、その要望の一部に述べられた、昭和45年の国勢調査の際に広島、長崎における被爆者についての附帯調査を要請する件について、民間の活動も活発に行なわれている。

一方、本会議においては、早くから「原水爆被災資料センター」の構想をもって、各方面の意見を聞いて来たが、いかなる資料をいかなる方法で収集するか、それをいかに保存するか、またその資料をいかに活用するか等について多くの問題がある。

政府はこれらの事情を勘案し、原水爆被災資料収集のための包括的かつ体系的基礎調査について早急に配慮されたい。

なお、その基礎調査の方法、内容および組織について、本会議の意見を徴されたい。

＜説 明＞

本会議は前記の第50回総会決議にもとづく勧告の主旨にそって、緊急を要する原水爆被災資料の組織的・体系的な収集・保存機関設置に関する構想を具体化するため、この問題を検討する専門の委員会(「原水爆被災資料小委員会」1967年9月発足)を設け、逐次問題の所在を明らかにし、またその間、数次にわたるシンポジウム・懇談会等を開催し、特に広島・長崎等被災地に赴いて、現地における科学者・公私の関係機関の専門家等の意見も徴してきた。

原水爆被災資料の収集・保存並びにその調査については、個々の専門分野また個別的な収集・調査においては見るべき成果があり、それらは今後の収集・調査の基礎となりうるものであるが、地域的にも内外を網羅し、分野においても全被災資料を包括的に体系化する事業は、必らずしも進行しているとはいえない。むしろ、このような総合的な収集・調査の方法の基礎は、なお確立されていないといえるのが現状である。

第50回総会の勧告にも述べたように、原爆被災後既に28年を経過した現在、再び得がたい貴重な資料は刻々散逸するにまかされているのであるが、同時に他方では、近來被災地等において被災資料に対する関心と世論は急速に高まりつつあり、新しい資料が続々発見されているという事実がある。しかも、それらの新資料は、散逸にひんした在来の資料とあわせて、安全に保存すべき機関にも事欠き、また保存できたばあいも、それをどのように整理し活用するかについての基本的な方法が確立されていないために、本来の重要な価値が十分に認識されず、再び散逸の危機に見まわれるおそれがある。

本会議は前記のように、「原水爆被災資料センター」(仮称)の構想を持ち、その企画を精密化する段階にあるが、この緊急を要する資料の散逸防止(収集および保存の件とあわせて)、政府は当面緊急な原水爆被災資料収集・保存等のための基礎的な調査に対し、このさい特に配慮されたい。

なお、前記の被爆者に対する国勢調査附帯調査の要望は、広島・長崎の現地はいうまでもなく、直接に、あるいは原爆被災白書についての要請等として、政府へ要望されており、被災資料の散逸防止・収集保存とあわせて、原水爆被災の実態を厳密かつ科学的に調査し、これを根拠あるものにしたいという科学者の願いであるとともに、広く国民的な要望であることを、政府は特に留意されたい。